

生活保護制度における介護扶助について

京都府健康福祉部地域福祉推進課

1 介護扶助の概要

1 介護扶助の対象者及び給付内容

(1) 対象者

生活保護受給者で介護保険法及び関係法令に規定する要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態にある者

(2) 給付内容と給付方法

給付内容	給付方法
居宅介護、施設介護、 介護予防、介護予防・ 日常生活支援(※)	指定介護機関に委託して現物給付する。(介護券を事業者に送付する。)
福祉用具、住宅改修、 介護予防福祉用具、 介護予防住宅改修	金銭給付し、償還払いされる介護保険給付は返還請求する。
移送	保険給付による送迎が行われない場合等について必要な交通費を金銭給付する。

※ 指定介護機関以外による介護予防・日常生活支援は、金銭給付。(代理納付が望ましい。)

2 介護扶助の介護方針及び介護報酬

(1) 指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。

(2) 介護保険給付の対象とならない支給限度額を超えるサービス等については、給付が認められません。

・参考 「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬」

・原則として、要介護被保護者の「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」への入所は、認められません。

ただし、平成23年度から社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の対象が生活保護受給者に拡充されたことにより、施設事業者が同事業を活用すること等により、生活保護受給者の利用者負担の全額が軽減(免除)されれば、生活保護受給者も介護保険施設の個室等の利用が可能となります。

3 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係

介護保険の被保険者については、介護保険の給付が行われるため、生活保護の補足性の原理により、保険給付が優先し保険給付が行われない自己負担分が介護扶助の対象となります。

40歳以上65歳未満の生活保護受給者で医療保険に未加入の者(以下「介護保険の被保険者以外の者」という。)は、介護保険の加入要件に該当せず加入できないので、介護サービス費は他法他施策による給付がない限り、原則として介護扶助からの給付となります。

		40歳以上65歳未満の者	65歳以上の者
医療 保険	未加入者	介護保険の被保険者以外の者 (介護扶助10割)	第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)
	加入者	第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)	